

岩沼市民体育センター跡地の利活用について

1. これまでの経緯

- R6 3/5 岩沼市行政改革取組方針(未利用地の払下げ及び利活用)
 12/10 市政報告(民間事業者への貸付けを行う方向で検討)
- R7 2/1 跡地の利活用に関するアンケートの実施(~2/28)
 2/10 市政報告(公募型プロポーザル方式により事業者を選定)
 3/8 跡地の利活用に関する意見交換会の実施
 5/23 公募型プロポーザルによる手続開始公告(公募開始)
 6/17 市政報告(公募を開始)
 8/20 提案書類の受付期限(3 者から提案)
 8/26 プレゼンテーション及びヒアリング審査
 9/2 市政報告(貸付候補者を決定)
 9/19 事業用定期借地契約の合意書締結
 12/9 市政報告(出店事業者の報告)
- R8 3/10 「事業用定期借地権設定契約の締結について」議案可決
 4/10 事業用定期借地権設定契約公正証書作成
 5/1 借地開始
 6/17 大規模小売店舗立地法に基づく住民説明会

2. 貸付事業者及び出店事業者

- 貸付事業者 株式会社福重企画
 仙台市太白区柳生1丁目10番13号
- 貸付対象地 ①岩沼市桜二丁目 59 番 1/3541.05 m²
 ②岩沼市桜二丁目 59 番 2/2013.18 m²
- 出店事業者 ①ドラッグストアモリ
 ②スターバックスコーヒー

3. 貸付料及び貸付期間

- 貸付料 固定資産税評価額(※)の4パーセントに相当する額(年額)
 ※3年毎に評価替えにより見直し

【参考】

- ・令和8年度の評価額で算定した場合の年額

$$\frac{37,400 \text{ 円} \times 5,554.23 \text{ m}^2 \times 4\%}{\text{(評価額)} \quad \text{(貸付面積)} \quad \text{(貸付料)}} = 8,309,120 \text{ 円}$$

- 貸付期間 令和8年5月1日から31年間(建物の建築・解体期間を含む)